あなたを支える

# 「契約家族」

# 生前契約

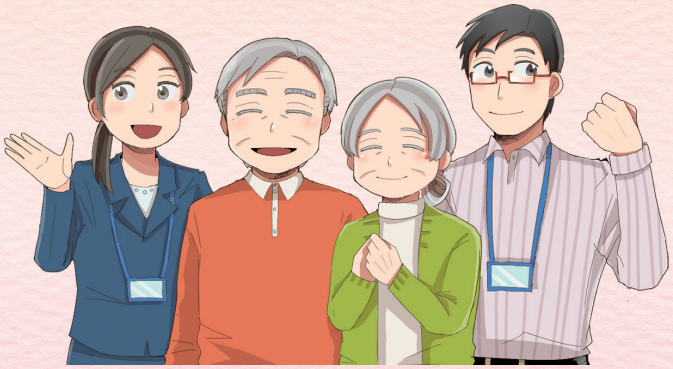

目次


身近にあるお困りごとをりすシステムがサポートします …… 2
家族の役割　りすシステムのサポート内容 …… 3
りすシステムの５つの安心　生前契約のパイオニア …… 4-5
生前契約のしくみ …… 5
契約家族になるための公正証書 …… 6-7
死後事務の内容例 …… 8-9
生前事務の内容例 …… 10-11
「私のおぼえがき講座」で決めていくこと・確認すること …… 12-13
サポート利用までの手順 …… 14
契約完了までに必要な費用、契約後に必要な費用 …… 15
定期刊行物、誕生日カード、確認シート、見守り訪問 …… 16
各種イベント・相談会 …… 17
あなたを支える契約家族の姿 …… 18
NPOりすシステム　りすシステム関連団体 …… 19
注意事項 …… 20-21
全国に広がるりすシステムのネットワーク …… 22-23


任意後見・生前契約受託機関　**ＮＰＯりすシステム**

## ケース1

●Aさん夫妻　夫78歳 妻76歳

「高齢者住宅」に入居することにしたが、「身元引受保証人」が必要と言われた。
子どもはおらず、甥や姪に迷惑をかけたくない。

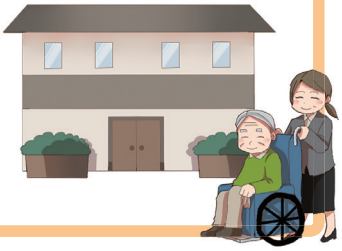

## ケース2

●Bさん　女性 65歳 独身

最近「終活」を始めた。
親戚には頼らない・お葬式なし・散骨という
死後の希望をかなえてほしい。

# 身近にあるお困りごとをりすシステムがサポートします！

## ケース3

●Cさん　男性58歳 独身

来月心臓の「検査入院」をすることになった。病院から付添いや保証人が必要と言われたが、頼める人がいない。

## ケース4

●Dさん 女性42歳 独身

就職先がみつかったが、家族とは疎遠なため、
「身元引受保証人」
を頼みづらい。

## ケース5

●Eさん　男性64歳 独身

もうすぐ定年。念願の「長期滞在の海外旅行」を計画しているが、国内の連絡先がない。留守宅のことも心配。

## ケース6

●Fさん夫妻　夫85歳 妻82歳

妻は要介護３でいわゆる「老老介護」。子供は海外にいるので、何かあった時かけつけてくれる人が必要。

## 死後

★ 病院等へご遺体のお迎え、安置、葬儀の手配と実施
★ 納骨・散骨の手続き、立会い
★ 住居・家財の片づけ、退去手続き
★ 年金・保険、ライフライン等の停止・解約手続き
★ 関係者への死亡の連絡　他

# 家族の役割
# りすシステムのサポート内容

## 生前・後見

★ 急な病気・けがの時の通院の付添い
★ 病状の説明を聞く、手術の立会い
★ 外出・旅行付添い
★ 身元引受保証人や緊急連絡先の受託
★ 老人ホーム等への住替えの相談、施設見学の付添い
★ 引越しや家の片づけ、不動産の売却等の相談・支援
★ 墓じまいの相談・支援
★ 認知症等で判断力が低下した際の任意後見人受託　他

その他、自分一人では解決できないことは
りすシステムにご相談ください

※サポート業務はりすシステム監理のもと、必要に応じて協力団体に依頼します

# りすシステムの5つの安心
## ー生前契約のパイオニアー

## 1 公正証書による契約

りすシステムの契約は「公正証書」による契約です。公正証書とは公証人（法務大臣が任命した特別な公務員）が作成する公文書です。生前契約は、その人の生涯にわたる大切な契約ですから、証明力と信頼性に優れた公正証書による契約をしておくことで、いざという時、りすシステムが依頼されたことを確実に実行します。

## 2 決済機構

りすシステムがサービスを提供し預託金からその費用を請求した時、ＮＰＯ日本生前契約等決済機構（略称：決済機構）が内容を確認してから費用が支払われます。また利用者が亡くなった後も、決済機構がりすシステムがきちんと仕事をしたことを確認し、かかった費用が支払われます。このように、決済機構はりすシステムが行った仕事についての「チェック機関」の役割を果たします。

## 3 預託金

預託金とは、いざという時に備えてあらかじめ準備しておくお金です。例えば急な入院の時などに利用し、後に預託金から精算します。預託金が足りなくなったら補充していただきます。また、その預託金の管理は決済機構が行います。

## 4 万一、認知症になっても大丈夫

90代の3人に2人が認知症になると言われています。超高齢社会を迎えた日本では誰もがそのリスクを抱えています。また脳障害等で突然寝たきりになることも。そんな事態に備えるのが「任意後見契約」です。将来、判断力が低下した時のために、りすシステムが自分の後見人になるように予約しておく契約です。万一認知症等になっても安心して生活を送ることができるよう、サポートしていきます。

りすシステムのりす（Liss）はLiving・support・service（生活支援サービス）の略称です。核家族化や少子・高齢化が進み、「家族の役割」を担うことを、もやいの会（17ページ参照）会員から求められ、1993年10月、日本で初めて生前契約を受託する法人として発足。以来、「契約家族」契約の先駆けとして多くの方々をサポートしてきました。

## 5 24時間365日つながります

いざという時はいつやってくるかわかりません。「りすセンター・新木場」に設置している緊急コールセンターは24時間365日つながります。必要に応じてりすシステムのスタッフが緊急事態に対応します。

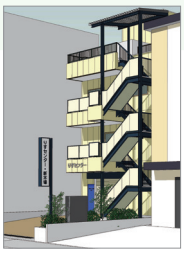

りすセンター・新木場

## 生前契約のしくみ

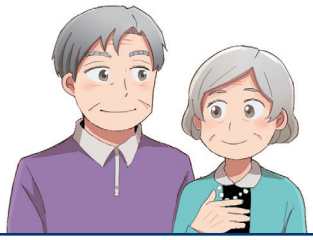

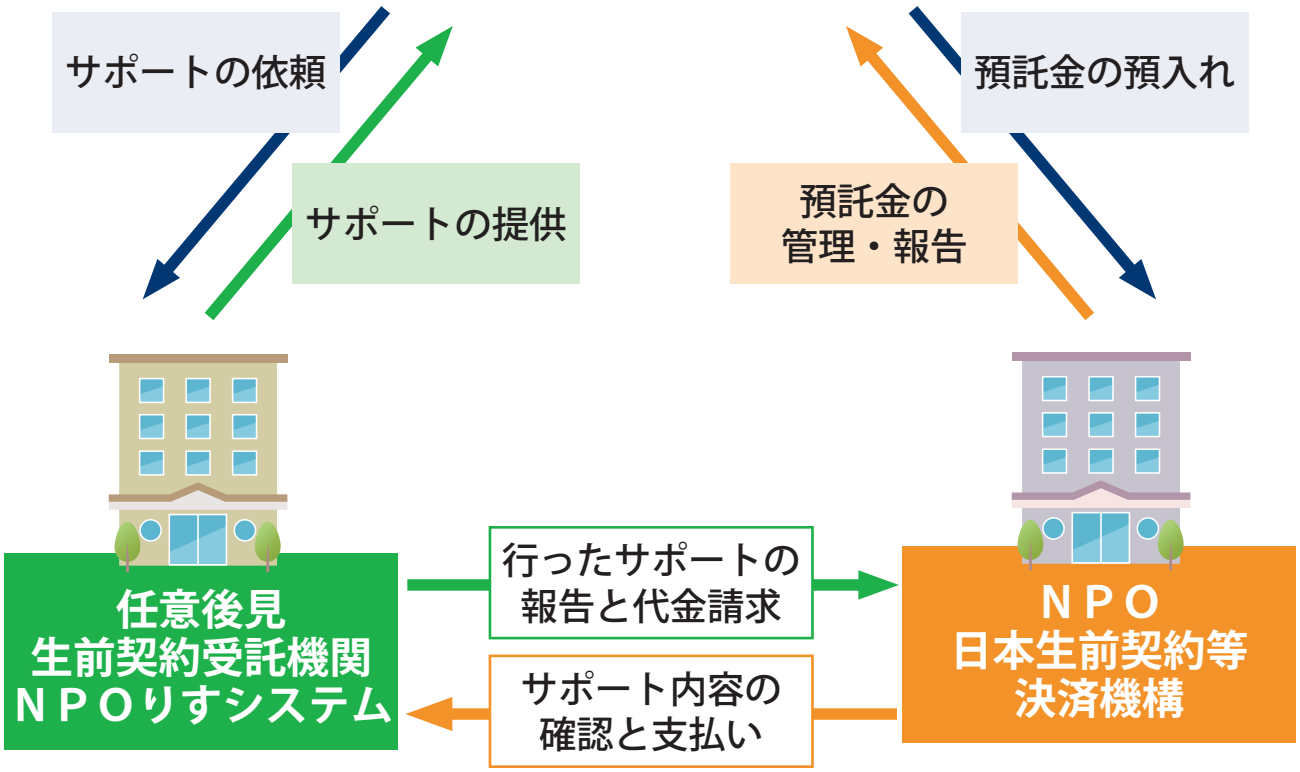

# 契約家族になるための公正証書

## 1「生前事務委任契約公正証書」

日々の暮らしの中で、「こんなことをしてほしい」という依頼に応じてサポートが受けられる契約です。生活支援、身元引受保証などをお引き受けしています。

サポート開始 → 生前事務

### 自立

- 入居保証
- 入院保証
- 通院付添
- 買物
- 旅行付添
- 就職保証

### フレイル ※

- 入居保証
- 入院保証
- 入院付添
- 手術立会
- 外出付添

### 後見

- 生活・療養看護
- 財産管理

## 2「任意後見契約公正証書」

認知症になるのか、ならずに生涯を終えるのかは分かりません。判断力が著しく衰えたときに備え、任意後見人として、りすシステムを指名しておく契約です。長い高齢期を豊かに、楽しく、安心して生きていただくための契約です。

※フレイル…人は年を取ると段々と体の力が弱くなり、外出する機会が減り、病気にならないまでも手助けや介護が必要となってきます。このように心と体の働きが弱くなってきた状態をフレイル（虚弱）と呼びます。（東京都医師会HPより）

公正証書は依頼人の意思を確認し公証人が作成する公文書です。公証人は、裁判官・検察官経験者など法律のエキスパートを法務大臣が任命する特別な公務員。生前契約は長い期間にわたる契約ですから、契約書等は公正証書にしておくことが原則です。公正証書にしておけば、何か疑義が生じたときには、公文書として強力な証明力により証拠となり、契約内容を確実に実現することができます。

## 3「死後事務委任契約」

死亡した後、死後の様々な仕事や「私のあんしんノート」の内容を、りすシステムが実施することができるようにしておく契約です。

**死 後 事 務**

| | |
|---|---|
| 身　体 | ●遺体搬送<br>●火葬・納骨 |
| 荷　物 | ●部屋の片づけ<br>●不用品の処分 |
| 社会関係 | ●儀式・お別れ会など<br>●年金保険の停止・解約手続きなど<br>●住居の返還手続き |

**遺　産**

遺産相続などはサポート対象外となりますが必要な方はご相談ください

生前契約のサポート範囲

## 4「負担付死因贈与または遺言公正証書（死後事務費用）」

死後事務委任契約、「私のおぼえがき」にもとづいて、その費用を決済機構に遺贈（死後に贈与）し、りすシステムへの支払いを委託する内容です。

# 死後事務の内容例

## 標準死後事務の範囲

〈価格変動などへの対応分を含め、予算額 100 万円程度です。
死後事務完了後に精算し、余剰金はご指定の方へ返金します〉

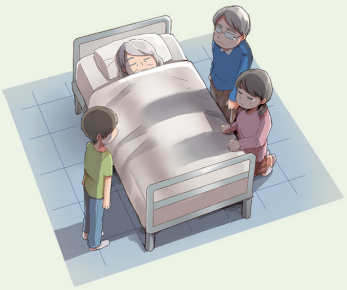

臨終 → 霊柩搬送 → 安置

### 事務手続き

・関係各所への死亡届・連絡 ・年金・保険の死亡届
・公共料金などの解約手続き・精算

## オプション例

〈別途費用が必要です〉

### 葬儀・告別式

棺、祭壇、死装束、供花

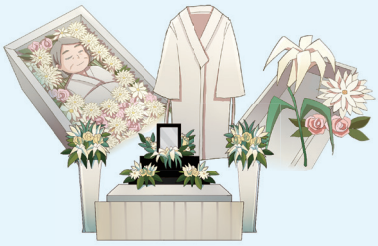

### 宗教儀礼

読経、戒名の授与

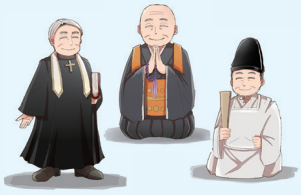

### 納骨

石屋手配
遠隔地への納骨

りすシステムでは、人が亡くなった時に発生する様々な業務を行います。「標準死後事務」は、その中でどなたにも必要と思われることをセットにしたものです。それ以外はオプション（別料金）となり、ご希望により選択いただけます。

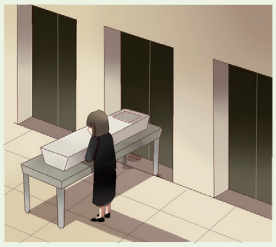

火葬・収骨

（納骨堂、
永代供養墓など）

納骨

ご希望通りに納骨できない場合、りすシステム提携の合葬墓に埋葬いたします

荷物・住居（ワンルーム～ 2LDK 程度）

- 部屋の片づけ　・不用品の処分
- 賃貸住宅･施設の返還手続き
- 個人情報関係書類の適切な処分

ペットの処遇

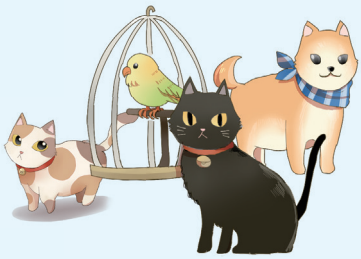

デジタル記録の消去

撤骨

# 生前事務の内容例

## 保証に関すること

身元引受保証や
緊急連絡先の受託

入院・手術の立会い

病状説明の際の
同席

医療上の判断並びに
医師との対応

就職の際の
身元引受保証

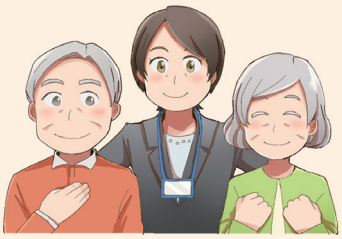

死後事務を契約した方は、生前事務、後見事務を契約することができ、「契約家族」として、身元引受保証や生活支援を行います。また後見状態になった後は、任意後見人として利用者の生活をサポートします。
サポートを受ける際には費用がかかります。15 ページを参照ください。

## 日常生活・療養看護

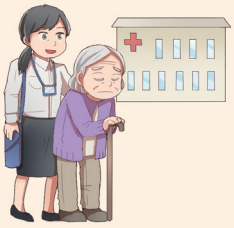

通院の付添い

セコムによる日常生活の見守り

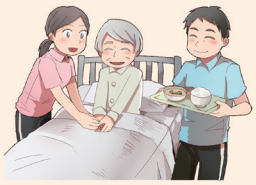

介護認定の立会い
ケアプランの作成

墓の管理・掃除
墓じまいの相談・支援

老人ホーム等への
住替えの相談
施設見学の付添い

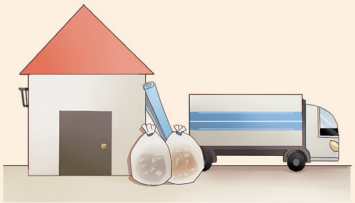

引越しや家の片付け
不動産の管理、売却
等の相談・支援

外出・旅行付添い
買物同行

親族の生活支援

認知症等で判断力が
低下した際の
任意後見人受託

# 「私のおぼえがき講座」で決めていくこと・確認すること

## 亡くなった後のこと

通夜・葬儀・告別式・お別れ会などの儀式をどうするか？

死装束をどうするか？

柩に入れたいものがあるか？

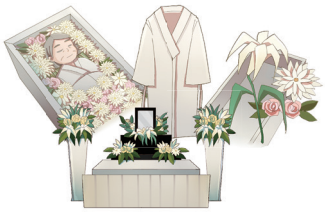

お坊さん、神父さん、神主さんに、来てもらいたいか？

参列して欲しい人はいるかな？

食事やお返しの品をどうするか？

お墓の準備は大丈夫？

納骨はいつ頃にしようかな？

お墓の管理はどうなる？

位牌、仏壇、掛け軸などをどうしよう？

家の片づけ、中身は全部処分する？リサイクルもいいね

貴金属や大切にしていた物をどうする？形見分けもしたいな

「私のおぼえがき講座」では、「私のあんしんノート」を作成します。このノートに、亡くなった後、生きている間にりすシステムに託したいことを記載していただきます。「私のあんしんノート」の内容はいつでも変更できます。サポート時は最新の日付のものを使用します。

ペットより自分が先に亡くなったときのことを考えておかなくちゃ

年金、保険、公共料金など、届出が必要な事柄を整理しておこう

私に何かあったとき、誰に連絡してもらおうかな？

死後に届いた年賀状なんて返事しようかな？

## 生きている間のこと

病名や余命の告知を受けたいか？

延命治療をどうするか？

どこで最期を迎えたいか考えておこう

自分でできなくなったら、毎日の身支度やお化粧を誰かしてくれるかな？

認知症になってしまっても、月に１回は天ぷらやステーキなど、ごちそうを食べたい！

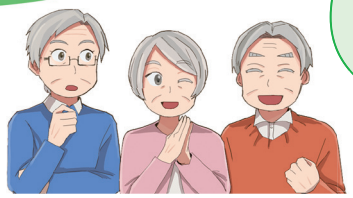

判断力がないから、みっともない格好をしていてもいいなんてイヤ！

# ●サポート利用までの手順

## 1 資料請求

## 2 説明会参加（要予約）

## 3 利用登録申込み

「生前契約利用登録申込書」を送付し申込金50,000円を納付してください。

## 4 私のおぼえがき講座参加（要予約）

「私のあんしんノート」を作成します。

## 5 個別面談（要予約）

「私のあんしんノート」を完成させます。実印をお持ちください。

## 6 公正証書契約準備

面談後、お気持ちが固まったら、各公証役場にりすシステムが連絡し、契約日時を予約します。
戸籍謄本・印鑑登録証明書・住民票（本籍地記載）を提出ください。
分担金（法人の維持費） 150,000円を納付し、預託金700,000円～を預け入れてください。

## 7 公正証書による契約

各地の公証役場でりすシステムスタッフと公正証書契約の手続きをします。
当日は実印と公正証書作成費用約120,000円をお持ちください。
「緊急連絡カード」をお渡しします。外出時は携帯してください。

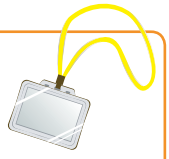

〈緊急連絡カード〉

# 利用開始

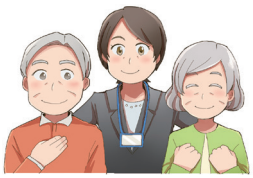

※外出が困難な場合や契約を急ぐ場合はご相談ください（別途費用がかかります）

## ●契約完了までに必要な費用

| | | |
|---|---|---|
| 申込金 | 50,000円 | 内訳｛りすシステム 30,000円<br>日本生前契約等決済機構 20,000円<br>※入金日から14日以内に文書で通知があった場合、返金します |
| システム維持費（会費） | 500円/月 | 利用登録翌月～公正証書作成月まで（年一括・半年一括）<br>※7月から翌年6月までの1年分となります |
| 分担金（法人の維持費） | 150,000円 | 一括納付（分割も可能） |
| 預り金 | 500,000円～ | 死後事務のための預り金<br>※死亡保険金もご利用できます<br>※決済機構がお預かりし、死亡時まで保管します<br>※解約時には返金されます |
| 預託金 | 200,000円～ | 生前事務のための預託金<br>※決済機構がお預かりし、解約時には返金されます<br>※10万円を下回った場合は補充をお願いします |
| 公正証書作成費用 | 約100,000円 | 作成手数料/公正証書契約当日に現金払い<br>※出張での作成も可能です（出張費がかかります） |
| | 10,000～20,000円 | 証人費用/公正証書契約当日に現金払い |

## ●契約後に必要な費用

| | |
|---|---|
| システム維持費（会費） | 1,000円/月（年一括・半年一括）<br>※公正証書作成の翌月から変更になります |
| サポート費用 | 1日（6時間程度）：2名対応15,000円・1名対応10,000円<br>半日（3時間以内）：2名対応 7,500円・1名対応 5,000円<br>＋各支部からの往復交通費実費<br>・現地までの移動時間は含みません<br>・6時間を超えるサポートは追加費用がかかります |
| 身元引受保証等事務手数料 | 入院・入居等身元引受保証の依頼：5,000円/件<br>緊急連絡先の依頼：3,000円/件<br>・住宅の身元引受保証・緊急連絡先等を受託する際は、セコム等が提供する安否見守りサービスの契約が別途必要です<br>・住宅や高齢者施設等の身元引受保証・緊急連絡先等を受託する際は、担保金として家賃や施設等へ支払う金額（月額）の3ケ月分以上が必要です |
| その他 | ・家庭裁判所の審判により任意後見サポートが開始した後、月額3,000円の任意後見人報酬が必要となります |

## 定期刊行物

〈利用登録された方へお届けします〉

### りす倶楽部
（年10冊発行）

各分野の専門家の方に寄稿いただく読み物、りすシステム支部活動記、各種イベントや相談会のスケジュール、皆さんからのお便りなどを掲載しています。

### ARCO（アルコ）通信
（季刊、年4冊発行）

りすシステム関連団体のイベント情報や報告記事を掲載しています。

※ARCO…スペイン語arcoiris「虹」が由来。あの世とこの世の架け橋となるようにとの願いを込めています。

## 誕生日カード　確認シート

お誕生月に「誕生日カード」「確認シート」をお送りします。「確認シート」は、皆さんの近況や体調をお尋ねするシートになっていますので、皆さんからのご返信をお待ちしています。ご返信がなかったり、シートの内容で気になることがあれば、りすシステムからご連絡します。

## 見守り訪問

（公正証書契約が完了している方が対象です）

「見守り訪問」を希望される方には、年１回、りすシステムのスタッフがご自宅などに訪問します。日々の暮らしでの困りごと、気になることなどご相談ください。見守り訪問のお申し出は、「誕生日カード」に同封している「確認シート」で申込ができます。見守り訪問は無料です。

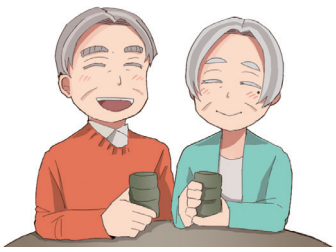

# 各種イベント・相談会

〈利用登録された方は
どなたでも参加できます〉

## 利用者同士の交流会・親睦会

新年会、お花見、水彩展鑑賞会、各地の名所散策、レストランでのランチ、お茶会などバラエティに富んだ内容です

## なんでも談話室 談話サロン

時間内なら出入り自由のオープンなおしゃべり、情報交換の場です。毎回、様々な話題で盛り上ります

## 法律相談

無料で弁護士に相談できる貴重な機会です

## 暮らしのよろず相談会

住み替え、リフォーム、不動産売却、お墓のことなどのご相談をはじめ、日常の暮らしの中のちょっとした困りごとに、専門のスタッフがお答えします

## ニュージーランド撒骨の旅

撒骨の旅を開催しています

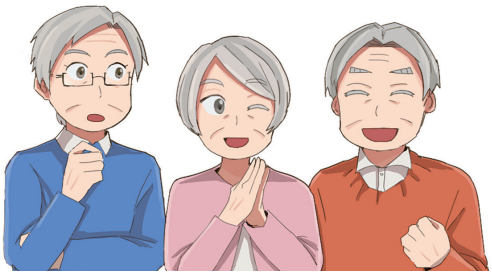

# あなた（利用者）を支える契約家族（りすシステム）の姿

あなたを取り巻く多種多様な機関との間をつなぐ役割＝りすシステム

## 介　護

市区町村役場高齢福祉課
地域包括支援センター
ケアマネージャー
通所介護（デイサービス）
訪問介護（ヘルパー）
有料老人ホーム
サービス付高齢者住宅
特別養護老人ホーム
交番、民生委員

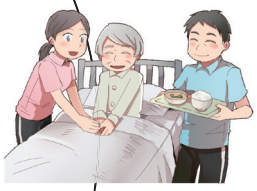

## 医　療

救急車
総合病院　リハビリ病院
療養型病院　在宅医療
往診医療
居宅薬剤管理
訪問看護

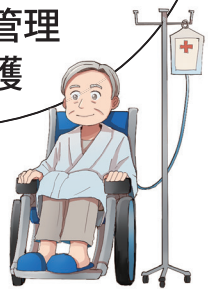

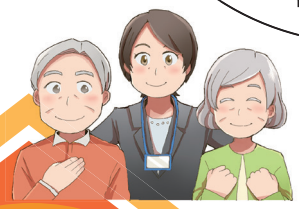

## 後　見

家庭裁判所
銀行・証券会社
保険会社等

## 死後事務

市区町村役場戸籍係
警察　葬儀社、火葬場
墓地管理者、寺
公共料金収納機関
携帯電話会社等
荷物処分業者
遺言執行者、相続人

# NPOりすシステム

## ●組織の概要

1993年秋、生前契約は「Liss（りす）システム」（Living・Support・Service・システム）として産声をあげました。動機は『もやいの会』の会員から、葬儀など死後のこと、生前に困っている入院や、老人ホーム入居の保証人などを引き受けて欲しい、という切実な要望があったからです。
創設以来、着実に実績を積んで、2000年2月には、契約により行った仕事の確認とお金の支払い役として『NPO日本生前契約等決済機構』を設立し、同年11月、「りすシステム」は生前契約の受託機関として NPO法人に組織変更しました。その結果、一段と活動の範囲も業務の質も向上し、今日に至っています。

【名　　称】特定非営利活動法人 りすシステム
【主たる事務所】東京都豊島区巣鴨5丁目35番37号
【本　　部】東京都千代田区九段北1丁目4番5-5階
【支　　部】札幌、仙台、名古屋、大阪、広島、松山、福岡、大分
【役員構成】代表理事：杉山 歩（理事8名）　監事：清水 勇男、岩下 宣子

## ●めざすもの

最後まで自分らしく生き、自己責任で死の準備をする「21世紀型の社会保障システム」です。「任意後見契約に関する法律」が施行されたことにより「生前」「任意後見」「死後」の3 つの契約によって、「生きているとき」から「万一、判断能力をなくしたとき」、そして「死を迎えたとき」までを一貫してサポートできるようになりました。価値観の多様化に対応し、いつでも、どこでも、誰もが安心して利用できる「生前契約」という新しいライフスタイルの提案です。

## ●活動の内容と役割

1. これまで家族が担っていた、日々のくらしの中で人が生きていくために自分ではできないことの支援
2. 老人ホームや賃貸住宅の入居保証、病院等の入院・手術立会い等の身元引受保証
3. 認知症などで正常な判断ができなくなったときのサポート（任意後見契約・法定後見人の受託）
4. 死後に発生する様々な仕事や事務処理の引受（葬儀の主宰や家族への支援を含む）
5. その他

# りすシステム関連団体

## もやいの会

1990年設立。様々な事情でお墓の維持に困っている人、入る墓のない人に「家族」「血縁」「宗教」「国籍」などの垣根を超え、自らの意思で「終のすみか」を決めておき、死後納骨できる合葬墓「もやいの碑」を運営しています。生前から「死後のすみか」を同じくする人々の仲間づくりをしています。

## NPO地球に恩返しの森づくり推進機構

2009年設立。「地球に恩返しの森」（大分県由布市庄内町）づくりを通して、様々な環境保護運動をしています。

「地球に恩返しの森」イメージキャラクター しんのちゃん

# 注意事項

## 【サポート開始時期について】

公正証書契約締結日より、各種サポートの利用が可能になります。

## 【クーリング・オフについて】

申込金のお払込みの日から、その日を含めて14日以内であれば、書面によるお申し出により、ご契約のお申込みの撤回およびお支払いただいた申込金・分担金・預り金・預託金を全額返金します。ただし、14日以内であっても、公正証書契約締結後はクーリング・オフはできませんのでご注意ください。公正証書契約締結後は契約の解除（解約）の手続きとなります。

## 【サポートができない場合について】

### 1. 預託金が不足した場合

(1) 生前事務は預託金の範囲内で行います。そのため、ご希望するサポートが預託金の金額を超える場合はサポートができないか、または預託金の範囲内でのサポートになります。

※生前事務のための預託金の金額が10万円を下回った場合には、ご連絡しますので補充をお願いします。

(2) 死後事務は、あんしんノートで決められた予算額の範囲で行います。預り金は、予算額の全額をお預かりするか、一部（50万円～）をお預かりするか決めていただきます。亡くなった時点での預り金残金と生前事務預託金残金の合計が予算額を下回った場合、公正証書遺言または死因贈与契約公正証書により、遺産から支払っていただきます。
預り金が多い場合、予算額を超えた分は遺産となります。

※万一、不足額の支払を受けることが困難であると予想された場合は、預り金の範囲内で死後事務を行うことになります。

### 2. 天変地異もしくは戦争の勃発等の不測の事態が生じた場合

天変地異もしくは戦争の勃発等の不足の事態が生じたとき、または、それらの事態が予見されるとき。

**暴力団等反社会的勢力排除宣言**

りすシステムは、自立自戒・清廉潔白を旨として、地域社会に対してより一層の安全・安心を提供できるよう、暴力団等反社会的勢力とは一切の関係を遮断し、一切の取引を行わず、それらの勢力からの不当な要求は断固拒絶するものとします。

## 【契約の解除について】

(1) 利用者からの解除

利用者は、生存中に限りご本人の意思でいつでも生前契約の解除をすることができます。ただし、解除には公証人の認証が必要です。（費用はご本人の負担となります）

(2) りすシステムからの解除

次の事態に至り、りすシステムが任意後見人になることが困難であるとき、または、その他やむを得ない事情があるときに限り、「決済機構」の同意を得たうえで契約を解除することができます。

・利用者の判断力が著しく低下したと、りすシステムが判断し、利用者に速やかに医師の診断をうけるよう促したにも関わらず、利用者が拒んだ場合
・利用者自身または他人の生命、財産等に危害を及ぼしたり、危害を及ぼすおそれがあるとりすシステムが判断し、利用者の行為の制止や、利用者を保護しようとしたにも関わらず、利用者が拒んだ場合
・利用者がりすシステムの事業を著しく妨害し、その信用を棄損するような行為をした場合

## 【契約の終了について】

下記に該当する場合、契約は終了します。

(1) 契約が解除されたとき
(2) りすシステムが解散したとき
(3) 利用者またはりすシステムが破産手続き開始決定を受けたとき
(4) りすシステム以外の者が利用者の成年後見人、保佐人、補助人または任意後見人に選任されたとき
(5) 任意後見契約に関する法律の定めに従い、りすシステムが任意後見人を解任されたとき
(6) 利用者が死亡したときは、生前事務委任契約および任意後見契約は終了し、死後事務委任契約の効力が発生します。

## 【契約が終了したときの返金について】

契約が終了した場合、以下の通り返金します。

・預り金・預託金の残余額
・未経過分のシステム維持費

# 全国に広がるりすシス

登記住所
〒170-0002 東京都豊島区巣鴨 5-35-37

## 中国支部〈広島〉

Tel 082-568-1585
Fax 082-568-1598

〒732-0052広島県広島市東区
光町2-4-4 セレニティ光601号

〈最寄駅〉JR「広島駅」
新幹線口から徒歩 10 分

## 西日本支部〈大阪〉

Tel 06-6809-2289
Fax 06-6809-7790

〒530-0044大阪府大阪市北区
東天満1-10-14
ＭＦ南森町2ビル4階

〈最寄駅〉地下鉄谷町線
「南森町」駅　徒歩 7 分
JR 東西線「大阪天満宮」駅
徒歩 4 分

## 九州支部〈福岡〉

Tel 092-738-2718
Fax 092-738-2719

〒810-0042福岡県福岡市
中央区赤坂1-12-2
赤坂高喜ビル401号

〈最寄駅〉地下鉄空港線
「赤坂」駅　徒歩 3 分

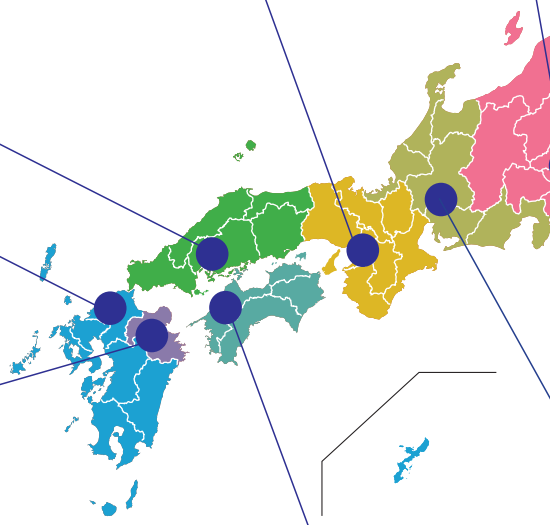

## 大分支部〈大分〉

Tel 097-538-6263
Fax 097-538-6267

〒870-0023大分県大分市
長浜町3-15-19
大分商工会議所ビル3階8号

〈最寄駅〉JR「大分」駅より
バス 10 分　バス停「舞鶴町」
下車　徒歩 3 分
（大分駅バス停 5 番・6 番のりば）

## 四国支部〈松山〉

Tel 089-933-5670
Fax 089-933-5685

〒790-0004愛媛県松山市
大街道3-5-4シャトー美紀303

〈最寄駅〉伊予鉄道城南線
「大街道」駅　徒歩 10 分

# テムのネットワーク

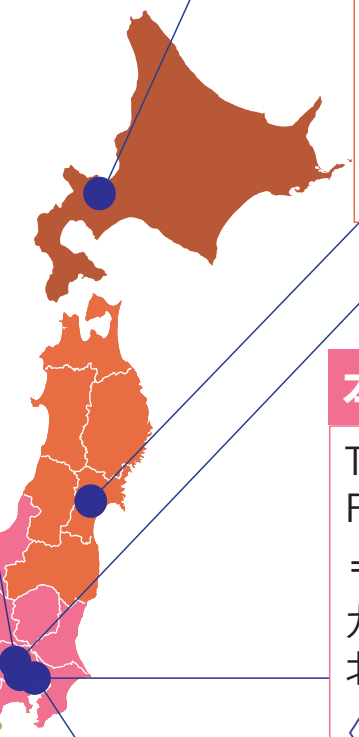

## 北日本支部〈仙台〉

Tel 022-797-2072
Fax 022-797-2073

〒980-0021宮城県仙台市
青葉区中央2-7-20 角川ビル606

〈最寄駅〉JR「仙台」駅 徒歩 5 分
「あおば通」駅　徒歩 3 分
仙台市営南北線「広瀬通」駅
徒歩 2 分

## 北海道支部〈札幌〉

Tel 011-756-4165
Fax 011-756-4166

〒001-0024
北海道札幌市北区北二十四条
西3-1-7 商工センタービル6階

〈最寄駅〉札幌市営地下鉄
南北線「北 24 条」駅徒歩 1 分

## 西東京ブランチ〈埼玉〉

Tel 03-5275-1311
Fax 04-2935-7480

〒 359-0024 埼玉県所沢市
下安松443-32

〈最寄駅〉
JR 武蔵野線「新秋津」駅
徒歩 10 分
西武池袋線「秋津」駅北口
徒歩 10 分

## 本部・東日本支部〈東京〉

Tel 0120-889-443
Fax 03-3511-3278

〒102-0073 東京都千代田区
九段北1-4-5
北の丸グラスゲート5Ｆ

〈最寄駅〉東西線・半蔵門線・都営新宿線「九段下」駅
徒歩 3 分
JR・東西線・南北線・有楽町線・大江戸線「飯田橋」駅
徒歩 10 分

## りすセンター・新木場〈東京〉

## Ａｉセンター・新木場〈東京〉

Tel 0120-373-959（りすセンター）
Tel 0120-980-235（Aiセンター）
Fax 03-3522-5677

〒136-0082
東京都江東区新木場4-6-13

〈最寄駅〉有楽町線・京葉線・高速りんかい線「新木場」駅より
バス 8 分　バス停「東千石橋」
下車徒歩 5 分

## 中部日本支部〈名古屋〉

Tel 052-569-2254
Fax 052-569-2274

〒450-0002愛知県名古屋市中
村区名駅3-13-28
名駅セブンスタービル1202

〈最寄駅〉
JR「名古屋」駅　徒歩 9 分

## 遺体安置施設・貸会場・24時間コールセンター

りすセンター・新木場

**0120-373-959**

- 遺体搬送　・遺体安置
- 葬儀等のアドバイス
  （葬儀の企画や葬儀業者選び等）
- 貸会場（ホール）
- 夜伽部屋（和室）
- 24 時間 365 日コールセンター

## Ai（死亡時画像診断）施設

Aiセンター・新木場

**0120-980-235**

LiSS system

任意後見・生前契約受託機関

**ＮＰＯりすシステム**

E-mail　liss-system@seizenkeiyaku.org

URL　http://www.seizenkeiyaku.org/

りすシステム　検索


お問合わせなどはこちらへ

**0120-889-443**


発行日：2018年10月10日